

南大隅町社会体育施設のガイドライン

本ガイドラインは、南大隅町体育施設を利用するにあたっての注意点や、感染拡大予防のための清掃・消毒等について、スポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドライン」等を参考にまとめたものです。

利用再開に伴い、施設利用者へお願いしたい事項について示したものです。本ガイドラインを遵守して頂き、ご利用をお願い致します。

■利用に当たって感染予防対策・注意点

1. 【利用日及び過去2週間について】

- ・風邪の症状（のどの痛み、咳、発熱等）がある者がいないこと
- ・だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常などがある者がいないこと
- ・体が重く感じる、疲れやすいなどの症状がある者がいないこと
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないこと
（家族・知人等に体調不良者がいる場合は、ご利用をお控えください）
- ・新型コロナウイルス感染症陽性の方や、感染が疑われる方との接触がある者がいないこと
- ・政府から入国制限等をされている国への渡航又は当該在住者との接触がある者がいないこと

2. 【町体育施設の利用について】

- ・利用時間は22時までとする
- ・基本的に1施設1団体のみ利用とする（時間を分けて利用する。）
- ・入館時及び退館時は、出入口に設置の消毒液で手指を消毒すること
- ・利用前に体温測定（37.5度以上は利用禁止）・体調管理シートを記載し、提出を行う。
- ・マスクを必ず持参し、受付や着替え・休憩時等のスポーツを行っていない間、特に会話をする際にはマスクを着用すること
- ・利用中の大きな声での会話・応援・指導は行わず、他の人との間隔を可能な限り2m以上開けること
- ・施設内の道具等をご利用する場合は、手を触れる箇所を最低限にし、使用後は消毒を行うこと
- ・活動中に唾や痰をはかないこと
- ・館内に換気扇がある施設は換気扇を稼働しますが、雨天時以外や他の利用者に影響が出ない範囲で、窓等をあけて換気を行ってください。なお、換気扇がない施設については、窓を開けて利用することを前提としますが、窓を開けると競技に支障がでる場合は、30分に1回以上喚起すること
- ・利用後、開放時間内に使用した用品・箇所等を、設置してある消毒液で各自消毒を行うこと
例）トイレ、ベンチ、モップ、社会体育用品（バレーボール等）
- ・ごみは、各自持ち帰ること
- ・感染防止の為に教育振興課からの措置や、所属競技団体のガイドラインの感染防止対策を遵守すること

■利用後の注意点

各団体において責任者を中心に使用後、清掃とともに必ず消毒作業をおこなうこと

1. 清掃について

- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）は、消毒を行うこと
- ・共有する物（器具・用具など）の使用前後に手洗いを行うこと

■各施設の利用人数上限

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社会体育施設等の利用人数を下記の通り制限します。
（令和3年10月1日から）

施設名	定員	利用人数上限 (定員の1/2)
南大隅町体育館	455人	227人
南大隅町武道館（1F）	118人	59人
南大隅町武道館（2F）	118人	59人
南大隅町弓道場	53人	26人
南大隅町トレーニングセンター	523人	261人
南大隅町根占ふれあいドーム	639人	319人
大泊海浜公園多目的交流施設	450人	225人
佐多山村交流施設（本館）	349人	174人

■その他.

- ・感染防止のための本ガイドラインを遵守頂けない場合は、利用を中止させて頂くことがあります。
- ・使用終了後、2週間以内に、使用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、医療機関を受診するとともに、施設管理者へ速やかに報告を行ってください。
- ・取得した情報については、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供します。
- ・新型コロナウイルスに係る国及び県、町の対処方針等が修正された場合はその内容を踏まえて適宜見直しを行います。感染防止に向けたご協力をお願いいたします。